

議案第 4 0 号

亀山市都市計画税条例の一部改正について

亀山市都市計画税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成１７年亀山市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 （<u>法附則第１５条第３８項</u>の条例で定める割合） ５ <u>法附則第１５条第３８項</u>に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	附 則 （<u>法附則第１５条第３２項</u>の条例で定める割合） ５ <u>法附則第１５条第３２項</u>に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ 平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- ３ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４３号）の施行の日から令和６年３月３１日までの間に整備された旧法附則第１５条第３９項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。